

**都市計画法第 18 条の 2 の規定により
定める都市計画に関する基本的な方針
(新潟市都市計画基本方針)**

目次

第1章 目的と位置づけ	
1-1 目的	1
1-2 位置づけ	1
1-3 基本条件	2
第2章 都市づくりの視点	3
第3章 都市づくりの基本的な考え方（理念）と目指す都市の姿	
3-1 都市づくりの基本的な考え方（理念）	5
3-2 目指す都市の姿	6
第4章 都市・地域づくりの方針	
4-1 基本的な方針	8
4-2 都市・地域づくりの方針	9
第5章 区別構想	39

第1章 目的と位置づけ

1-1 目的

新潟市では、2008（平成20）年に策定したこれまでの都市計画基本方針より、人口・経済の成長を前提とした市街地の拡大路線の都市づくりから、田園・自然と調和したまとまりある市街地を目指す方向へと大きく舵を切り、その取組を進めてきました。

その後、国全体で急速に進む人口減少・少子高齢化や激甚化・頻発化する自然災害などをはじめ、新潟市を取り巻く社会情勢は変わり続けています。

新潟市都市計画基本方針は、新潟市の現状や社会情勢の変化などを踏まえた長期的な見通しのもと、目指す都市の将来像を示し、都市づくりを進めるうえでの総合的な指針として、都市の持続的な発展と市民が暮らしやすさを実感できる都市の実現を目指すことを目的とします。

1-2 位置づけ

都市計画基本方針は、都市計画法第18条の2の規定に基づく都市計画に関する基本的な方針として定めるものであり、都市計画の決定や都市計画に関する事業などの具体の都市づくりはこの都市計画基本方針に即して進めていくこととなります。

策定にあたっては、新潟市の最上位計画である新潟市総合計画と、都市計画の広域計画である新潟県が定める都市計画の方針に即すとともに、新潟市の都市づくりに関わる各種計画と整合・連携して定めます。

都市計画基本方針の目的達成に向けて、様々な分野が連携を図りながら総合的な都市づくりを推進するため、道路・公園などをはじめとした都市空間整備に関する分野のほか、産業、防災、環境などの取組も考慮しながら、都市づくりの方向性を示します。

1-3 基本条件

(1) 目標年次

都市計画基本方針は、都市づくりに関わる各分野における、今後の都市整備などの進め方の指針となるべく、おおむね 20 年後の都市の姿を展望したうえで、10 年後の 2032（令和 14）年度を目標年次とします。

なお、新潟市を取り巻く状況は様々な要因により変化していく可能性があることから、現時点での方向性を示しつつ、大きな社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを図ります。

(2) 対象とする区域

対象区域は新潟市の行政区域全域とします。

(3) 想定する人口規模

想定する人口は新潟県の都市計画区域マスタープランに即し、2015（平成 27）年国勢調査に基づく国立社会保障・人口問題研究所の推計人口から、2030 年は約 769 千人、2040 年は約 719 千人と想定しています。

(4) 都市計画によるまちづくりの基本姿勢

新潟市では、地域のことは地域自らが考え、自らが行動する分権型政令市をつくるため、市民自治の基本となる「新潟市自治基本条例」の制定や、区自治協議会の設置をはじめ、地域力や市民力を引き出す取組を進めるなど、市民が市政に主体的に参画するための環境づくりを進めてきました。

まちづくりは、行政だけでなく市民・NPO・関係団体や民間事業者などの多様な担い手が、よりよいまちにするための活動をそれぞれの立場で役割分担し、連携しながら進めていくことが不可欠です。都市計画基本方針が示す方向性や目指す都市の将来像を共有し、それぞれの担い手が連携・協働してまちづくりを進めていくことを目指します。

また、都市計画行政においても、都市計画に関わる方針や施策の立案から推進まで、市民の参画機会を確保するとともに市民に開かれた意思決定の仕組みづくりを行いながら、取組を進めていきます。

第2章 都市づくりの視点

新潟市を取り巻く状況（現状と課題）と今後の都市づくりのキーワードを一覧で整理します。

新潟市を取り巻く状況（現状と課題）		今後の都市づくりのキーワード
(1) 人口減少・少子高齢化	<ul style="list-style-type: none"> 人口は2015年をピークに本格的な減少局面に入っており、特に自然減による減少幅が大きくなっています。 世帯数は2025年まで増加すると推計される一方、平均世帯人員は減少を続けています。 市街化調整区域や古くからの市街地などで人口減少が顕著となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少社会への適応 人口減少を和らげる
(2) 持続可能な都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガスの排出量は減少傾向となっています。 市街地が田園・自然に包まれた都市となっています。 居住誘導区域へ緩やかに居住誘導が進んでいます。 利便性の高い道路ネットワークが構築されています。 公共交通の空白地帯や不便地域が存在しています。 老朽化した公共施設やインフラの増加が見込まれています。 	<ul style="list-style-type: none"> SDGs 脱炭素、ゼロカーボンシティ コンパクト・プラス・ネットワーク 市街地と田園・自然の調和・共生 都市経営的な視点、都市ストックを使いこなす Society5.0
(3) グローバル経済への対応	<ul style="list-style-type: none"> 国際拠点港湾や拠点空港、新幹線や高速道路など、広域交通ネットワークを有しています。 1・2次産業の就業者割合は減少傾向となっています。 水田面積は全国市町村で最大。農業算出額も全国市町村で上位となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> 拠点性（産業、就業、交流人口） 選ばれる都市
(4) ライフスタイルや価値観の多様化	<ul style="list-style-type: none"> 0～4歳人口当たりの保育・教育施設数、持ち家率などが政令指定都市の中で上位となっています。 空き家数は増加傾向で推移しており、空き家率も5年前と比べると増加しています。 市政世論調査では、居住地について不満に感じている項目は、「公共交通の利便性」が最も高く、「買い物の利便性」「飲食店の充実度」が続いています。 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な価値観・ニーズ 新しい働き方・住まい方 公民連携・協働 きめ細かなまちづくり 共生社会
(5) 激甚化・頻発化する自然災害	<ul style="list-style-type: none"> 短時間強雨の発生回数が多くなるなど、雨や雪の降り方が変化してきています。 市内の低平地が広がる地域のほぼ全域が洪水による浸水想定区域となっています。 沿岸部以外でも津波による浸水が想定されています。 沿岸・沿川部では発災から30分未満で津波到達が予想されている地域も存在しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 安心・安全 防災・減災のまちづくり 周辺市町村などとの連携、国土強靱化への貢献
(6) 都心まちづくりの転機	<ul style="list-style-type: none"> 商業地の最高地価は同規模政令指定都市などが上昇している中、横ばいとなっています。 都心の居住人口は横ばいとなっていますが、都心軸における歩行者の通行量は減少しています。 萬代橋の自動車交通量は柳都大橋などへ転換しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 都心の活力・賑わい 都心と8区のネットワーク 人中心のまちづくり 新潟駅周辺の整備

新潟市を取り巻く状況（現状と課題）を踏まえ、今後の都市づくりの視点として以下の5つの視点を示します。

[今後の都市づくりの視点]

視点① 人口減少社会に適応する

人口や都市機能が集積した都心や地域の拠点を形成し、それらを道路や公共交通などのネットワークでつなぐ、コンパクト・プラス・ネットワークの都市をつくることで、人口減少・少子高齢化が進む社会においても生活利便性や行政サービスを将来にわたって維持することを目指す、人口減少社会に適応する都市づくり

視点② 人口減少を和らげる

本州日本海側において国内外とつながる拠点都市としての拠点性を向上させるとともに、多様な地域の個性や魅力を活かして都市の活力を高めることで、ビジネスや交流・活動の場として、また、住み続けたいまちとして選ばれる都市となることを目指す、人口減少を和らげる都市づくり

視点③ 持続可能性

都市経営の視点を持ち、既存の都市ストックや最新技術を最大限使いこなしながら、市街地と田園・自然の調和・共生を図ることで、ゼロカーボンシティの実現やSDGsの達成に貢献する都市を目指す、持続可能な都市づくり

視点④ 安心・安全（強靱化）

市民・地域コミュニティ・民間事業者・行政機関といった様々な主体が連携・協力しながら、防災力・減災力を向上させるとともに、都市の防災機能を高めることで、市民生活や都市活動を安心して営むことができる安全な都市環境を目指す、強靱な都市づくり

視点⑤ 暮らしやすさ

広大で豊かな田園・自然、様々な都市機能が集積した市街地、豊かな食と農、多様な歴史や文化など、新潟市の強みと暮らしやすさを活かし・伸ばすことで、子どもから高齢者、障がいのある人、外国人など、誰もが安心して心豊かに暮らし続けることができる都市を目指す、暮らしやすい都市づくり

第3章 都市づくりの基本的な考え方（理念）と目指す都市の姿

3-1 都市づくりの基本的な考え方（理念）

都市づくりの基本的な考え方（理念）について、上位計画やこれまでの取組、新潟市を取り巻く状況及び都市づくりの視点などを踏まえ、都市全体の観点（全市レベル）から『持続的に発展する都市』、市民の身近な暮らしを考える地域の観点（地域レベル）から『誰もが暮らしやすい個性ある地域』、の2つの理念を掲げます。

- 全市レベル**
持続的に発展する都市
- 地域レベル**
誰もが暮らしやすい個性ある地域

○**持続的に発展する都市**

新潟市が持続的に発展していくためには、市民が誇りと愛着を持ち続けることができる、新潟市ならではの個性の充実を図ることと、都市経営の視点を持ちながら、本州日本海側唯一の政令指定都市として、都市の活力の維持・向上と、自然環境との調和・共生を保ち続けることが必要です。

安心・安全の土台をより強固なものとし、歴史や文化、広大で美しい田園、豊かな自然などの新潟市の財産を守り育むとともに、国内外と結ばれる都市基盤などを活かし、都市の活力と魅力を高めることで、日本海側の拠点都市として持続的に発展する都市づくりを進めます。

○**誰もが暮らしやすい個性ある地域**

地域が市民生活の基盤として成り立つためには、地域の中で暮らしに必要なサービス機能が集積・充実していることと、地域の歴史や文化、産業など、それぞれの地域の個性が住民の暮らしと結び付きながら発揮されていくことが必要です。

それぞれの地域の個性や強みを守り・活かしながら、地域の拠点や日常生活の拠点の機能の維持・充実、地域間の連携・交流の促進を図るとともに、身近な住環境の安心・安全や快適性を高めていくことで、誰もが暮らしやすい個性ある地域づくりを進めます。

3-2 目指す都市の姿

都市づくりの基本的な考え方（理念）のもと、新潟市が目指す都市の姿を『市街地と田園・自然の多様な魅力が人をつなぐ多核連携都市 新潟』とします。

市街地と田園・自然の多様な魅力が 人をつなぐ多核連携都市 新潟

新潟市は国際拠点港湾や拠点空港などの国内外と結ばれる都市基盤を有する日本海側の拠点都市でありながら、広大で美しい田園や海・河川・里山・里潟などの豊かな自然に包まれ、市街地と田園・自然が調和・共生していることが大きな特徴です。また、歴史や文化、産業など、市民の力で守り育まれてきた個性と魅力があふれる地域の集合体であり、多様な暮らし方・働き方ができることも大きな強みの一つとなっています。

国内外と結ばれる都市基盤を有する拠点性と、これまで守り育んできた田園・自然や地域が持つ多様な魅力や強みを活かし、ビジネスや交流、余暇や活動の場として、また、住み続けたいまちとして人を惹きつけ、人と人、人と地域がつながり合うことで、様々な環境変化の中にあっても持続可能で暮らしやすい新潟市の実現を目指します。

目指す都市の姿の構造（多核連携都市）の実現に向けた考え方を次の3つの要素で示します。

- ① 市街地と田園・自然の共生・共鳴
- ② 都市・地域の拠点の機能強化
- ③ 拠点間の連携強化

① 市街地と田園・自然の共生・共鳴

市街地については公共交通と連動した土地利用や低未利用地の活用の促進を図るとともに、雇用の場の創出や交流人口の拡大など市全体や区の持続的な発展につながる真に必要な開発を除き、市街地の拡大をこれまで以上に抑制することで、その規模を適切に維持します。

また、新潟市の特徴である広大な田園や海・河川・里山・里潟などの自然環境の保全・賢明な利用に努め、それらを支える田園集落の維持活性化を図ることにより、田園・自然を市民共通の財産として守り育みます。

そして、市街地と田園・自然が調和し、その恵みや機能を楽しむ関係性を深めることで、お互いの魅力や強みを高め合う、共生・共鳴する関係を将来にわたって維持することを目指します。

② 都市・地域の拠点の機能強化

新潟駅周辺地区・万代地区・万代島地区・古町地区を包含した「都心」について、市全体や広域都市圏をけん引する中心核として、商業・業務・医療・福祉・文化・教育などの多様な高次都市機能が集積し、緑あふれ、人・モノ・情報が行き交う活力ある拠点とすることを目指します。

同時に市民生活の要として、商業・業務・行政などの生活利便サービス機能が集積した、区を中心とする「地域拠点」と、日常生活を支える地域コミュニティの中心となる「生活拠点」の形成に向け、それぞれの地域の特色を活かしながらその機能や生活利便性の維持・充実を図ります。

また、産業、業務、教育、人流や物流などに特化し、その機能が高度に集積した拠点である「機能別拠点」の機能強化を図ります。

③ 拠点間の連携強化

各地域の拠点間を道路や公共交通などでつなぎ、都心を中心とした放射・環状型の連携軸を強化することで、ビジネスや生活利便性、文化、教育といった8区や地域が持つ様々な機能の連携・交流を図ります。

また、港湾、空港などの広域交通結節拠点やそのネットワークの強化を図ることで国内外の地域とのつながりを強化します。

誰もが移動や交流をしやすい環境を整えることで、市民生活の利便性を向上させ、質の高い暮らしを可能にするとともに、多様な拠点が連携することで都市全体として持続的に発展する都市の実現を目指します。

都市・地域の拠点がそれぞれの利用圏域や地域特性などによって異なる機能や役割を持ち、それらがネットワークでつながり、互いに連携することで、機能共有や相互補完が図られることが重要です。新潟市においても市全体をけん引する都心を中心に、8区における地域拠点と生活拠点、田園集落がネットワークでつながり、互いに支え合う都市構造の重ね合わせによる都市を目指します。

第4章 都市・地域づくりの方針

4-1 基本的な方針

目指す都市の姿『市街地と田園・自然の多様な魅力が人をつなぐ多核連携都市 新潟』の実現に向け、今後の都市づくりの視点を踏まえて、都市・地域づくりの5つの基本方針を掲げます。

基本方針 1	多様な拠点がネットワークでつながる多核連携都市
基本方針 2	国内外とつながる活力あふれる産業・交流都市
基本方針 3	田園・自然と市街地が共生・共鳴する環境・安全都市
基本方針 4	それぞれの地域で安心して暮らし続けることができるまち
基本方針 5	地域の個性を活かした多様な暮らし方ができるまち

4-2 都市・地域づくりの方針

基本方針 1

多様な拠点がネットワークでつながる多核連携都市

新潟の顔とも言える都心や、多様な個性や魅力を持った8区の地域における拠点、産業・物流などの機能別拠点の機能強化を図るとともに、それらの連携・交流を支えるネットワークを強化・充実することで、多核連携型の都市をつくるための方針

本格的な人口減少局面を迎える中においても、日常生活に必要な都市機能や行政サービス、コミュニティを維持できるよう、質の高いコンパクトな市街地を形成し、それらを道路や公共交通などのネットワークでつなぐことで、人口減少社会に適応する持続可能なコンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりを進める必要があります。

みなとまち新潟を象徴する信濃川と萬代橋から広がる都心エリアは、商業・業務・交通・文化などの高次都市機能が集積しており、新潟市のイメージを形成・発信する新潟の顔とも言える地域です。新潟市の拠点性を向上させ、市全体の活性化につなげるため、都心の活力を高め、その魅力と地域価値を向上させる必要があります。

新潟市は地域に根差した歴史や文化、産業など、多様な特色と魅力を持った地域の集合体です。8区が持つ多様な地域資源を活かした個性的・魅力的な拠点を形成し、都心と8区が道路や公共交通などのネットワークで結びつきを深めることで産業面や生活面など、様々な相乗効果を生み出し、持続可能で豊かな市民生活につなげていく必要があります。

また、国内外とつながる人流・物流の拠点や産業・教育などに特化した機能別の拠点が都心や地域拠点などと連携することで、市全体の産業や交流の活性化につなげていくことも重要です。

それらを踏まえ、「多様な拠点がネットワークでつながる多核連携都市」の基本方針のもと、以下の5つの方針を掲げます。

方針 1-1 都心の魅力と価値を高める

方針 1-2 地域のまちなかに活気をつくる

方針 1-3 機能別の拠点をつくる

方針 1-4 道路や公共交通のネットワークをつくる

方針 1-5 環境や人にやさしい公共交通をつくる

方針 1-1 都心の魅力と価値を高める

都心については、様々な魅力や交流によって新たな情報や文化が創造・発信される拠点として、また商業や業務など、高次都市機能が集積した「都市の顔」とも言える象徴的なエリアとして、人・モノ・情報が行き交う、稼げる都心を公民連携により目指します。そして、そこから生み出される都市の活力を市全体に波及させることで、新潟市の拠点性をさらに高めます。

また、居心地がよく誰もが快適に移動できる都心とするため、デジタル技術などを活用し、徒歩や自転車、公共交通による移動の利便性の向上を図るとともに、それらの移動空間やオープンスペースなどの快適性を高めることで、都心の回遊性や交流・連携を強化します。

■取組方針 1-1-1：都心軸を中心としたまちづくり

新潟駅周辺、万代地区、古町地区をつなぐ都心軸周辺のエリア「にいがた 2km (ニキロ)」において、各地区の特色を活かしたまちづくりを進めます。

新潟駅周辺では、鉄道在来線の高架化を契機とした南北市街地の一体化、広域交通結節機能の強化、駅周辺の開発・再開発の促進による業務機能の集積などにより、広域交流拠点としての機能強化を図り、新潟市の陸の玄関口に相応しい高度な機能と風格を備えた都市空間を形成します。

万代地区では、国の重要文化財である新潟市のシンボル「萬代橋」やその周辺のやすらぎ堤などの魅力的な水辺空間と商業集積を活かし、地区内外の回遊性を向上させることで、賑わいあふれるまちづくりを推進します。

古町地区では、様々な都市機能の都心回帰を進めるとともに、今も色濃く残るみなとまちの歴史や文化などの強みや魅力を活かして、歩いて楽しめる魅力的なまちづくりを推進します。

万代島地区では、都心のウォーターフロントの立地と国際交流拠点機能を活かし、みなとらしさを感じられる賑わい・憩いの空間を形成します。

都心の活力を高め、稼げる都心としてその魅力と地域価値を向上させるとともに、市内各地との人流・物流や事業連携などのネットワークを強化することで、市全体の活力創出につなげます。

■取組方針 1-1-2：高度な都市機能の集積促進

再開発などにより土地の高度利用や建築物のリニューアルを促進するとともに、既存建築物のリノベーションや有効活用を図ることで、商業・業務・医療・福祉・文化・教育などの様々な高次都市機能を集積・充実します。

■取組方針 1-1-3 : 回遊性の向上と居心地のよいウォーカブルな空間づくり

市民や来訪者など、多くの人を訪れる都心の回遊性と快適性を高めるため、徒歩や自転車、公共交通により、誰もが快適に移動でき、脱炭素型交通への転換にも貢献する交通環境の整備と、人中心の空間づくりに取り組みます。

都心やその周辺部において、デジタル技術を活用し、きめ細やかな移動ニーズに対応できる多様な交通サービスの導入や案内環境の整備を進めるとともに、公園や民間の広場、道路空間、水辺空間といった、様々な公共空間の有効活用や緑化の推進を図るなど、緑と賑わいがあふれる居心地がよく歩きたくなる「ウォーカブルなまちづくり」を進めます。

あわせて、都心を通過する自動車交通を都心の外側へ誘導する道路整備や駐車場の立地誘導など、都心の自動車交通を転換させる取組を推進します。

また、新潟駅周辺整備による鉄道を挟んだ南北市街地を結ぶ道路や公共交通などを活用し、都心と鳥屋野潟南部地区などの都心周辺の拠点との更なる回遊性向上や連携強化を図ります。

■取組方針 1-1-4 : 公民連携や新技術を活用した取組の推進

まちづくりの担い手として、市民・民間事業者・NPOなどの役割が拡大しています。公共空間をオープンに活用できる規制緩和、公共空間や民有地を活用した賑わい創出を促す協定制度、民間資金や活力により地域の価値向上と維持管理を一体的に行うエリアマネジメントなど、公民連携の取組により、多様な人々が集い、交流する、魅力と賑わいのあふれる都心づくりを推進します。

また、円滑な交通・移動の実現、まちづくりの高度化や生活の質の向上などを図るため、ICT分野の新技術などを活用し、デジタル基盤の構築や新たなビジネスの創出に公民連携で取り組みます。

方針 1-2 地域のまちなかに活気をつくる

地域のまちなかにおいては、身近な日常生活や交流を支える拠点として、暮らしの利便性向上や多世代の暮らしの充実を図るため、それぞれの地域で培われてきた都市インフラや歴史や文化、産業などの個性を活かしながら総合的なまちづくりに取り組みます。

また、散発的に発生する空き地や空き家・空き店舗といった低未利用地については、地域コミュニティによる活用や多機能化・複合化による活用など、それぞれの地域の状況やニーズに応じた取組を促進し、まちなかの活性化を図ります。

■取組方針 1-2-1：地域の中心をつくる

8区のまちなかが持つ既存の都市インフラや都市機能、個性や強みを活かしながら、日常生活を支える拠点としての機能向上や連携・交流の場の創出・活用を図り、賑わいや活気があふれる魅力的な地域の拠点を形成します。

■取組方針 1-2-2：まちなかの低未利用地の活用促進

8区のまちなかの活性化や良好な都市環境の創出を図るため、空き地や空き家・空き店舗などの低未利用地の活用を促進します。暮らしの利便性を高める商業・業務での活用を進めるほか、コミュニティや多世代の交流を促す場や人々の多様な活動を促すオープンスペースとして活用するなど、様々な関係者と連携しながら活用を図ることで、まちなかに活気を生み出します。

方針 1-3 機能別の拠点をつくる

産業、教育、人流や物流などの機能に特化した拠点や、都心の機能を補完する拠点を充実・強化し、それらの機能別拠点と、都心や8区の拠点をネットワークでつなげることで、市全体の産業や交流の活性化を図ります。

■取組方針 1-3-1：都心の機能を補完する拠点の機能強化

都心の機能を補完し、その魅力や価値をより一層高めるため、多様な拠点の機能強化と都心との連携強化を図ります。

国の機関や新潟県庁がある新光町・美咲町地区は、それらを核とした広域的な行政機能の拠点としての機能向上を図ります。

スポーツ施設や新潟市民病院などがある鳥屋野潟南部地区は、都心と近接する鳥屋野潟の自然環境を活かし、周囲の環境と調和した医療福祉、文化・教育、スポーツ・憩い、交流・賑わいなどの複合拠点としての整備に取り組みます。

白山公園や文化・スポーツ施設などが集積する市役所周辺地区は、都心と近接する立地特性や交通結節機能を活かし、都心の機能を補完する文化、医療、教育、行政などの複合拠点として、都心との連携強化を図ります。

■取組方針 1-3-2：多様な機能を持つ拠点の充実・強化

市全体として産業・交流などの活性化を図るため、産業・教育・人流・物流などの機能に特化した機能別拠点の充実・強化を図るとともに、都心や区の拠点とのアクセスや連携の強化に取り組みます。

方針 1-4 道路や公共交通のネットワークをつくる

道路については、都心から放射方向に伸びる国道と、市域を横断的につなぐ環状型道路を結ぶことで多核連携型の都市構造を支え、安心・安全で持続可能な都市づくりに資する道路網の構築を進めます。

公共交通については、既存の交通機関を効果的・効率的に活用することを基本に、都心と区の拠点や交通結節点などを結ぶ放射方向の公共交通の充実を図るとともに、交通結節点の機能強化や公共交通間の連携強化を図り、多くの人が公共交通を使い、都心や市内各地へ移動できる持続可能な交通環境の実現を目指します。

また、車に過度に頼らなくても暮らし続けることができる市街地を形成するため、公共交通の利便性の高い地域への都市機能や居住の誘導を図り、公共交通と連動したまちづくりを進めます。

■取組方針 1-4-1：放射・環状型道路網の形成と計画的な道路整備

市民の日常的な移動や、業務活動・物流・観光などの社会経済活動を支えるとともに、交通渋滞対策や都心を通過する交通の転換、交通事故防止や救急救命活動時・災害時の安全・迅速な輸送を支えるため、放射・環状型の道路網の構築を進めます。

また、道路整備にあたっては、国や県をはじめとする関係機関との連携により事業効果などを検討し、都市計画道路の見直しを含めた計画的な整備を進めます。

■取組方針 1-4-2：持続可能な公共交通の実現

公共交通の利用を促進し、持続可能な公共交通体系の構築を図るため、鉄道在来線の複線化・高速化や新たな鉄道駅の設置の検討など、公共交通サービスの向上を図るとともに、安全性や快適性の向上など、利用しやすい環境の整備に取り組みます。

高速バスや都心方面を結ぶ路線バスの使いやすさの向上や乗り換え・待合環境の改善などのサービス強化を図るとともに、過度な財政負担なくサービスを維持するための利用促進を図ることで、持続可能な公共交通体系の構築を進めます。

■取組方針 1-4-3：交通結節機能の強化

交通結節点の機能強化と賑わいの創出を図るため、駅前広場や自由通路へのエレベーターの設置をはじめとしたバリアフリー化やユニバーサルデザインの考えに基づいた整備など、交通結節点の快適性・安全性を高めるとともに、人々が集い憩える交流機能などの多様な機能の集積を図ります。

また、来訪者や観光客の利便性を高め、交流人口の拡大を図るため、バスをはじめとする二次交通の充実など、新潟駅・新潟港・新潟空港などの広域交通結節拠点と、都心や各拠点の連携を強化します。

■取組方針 1-4-4：公共交通と連動した土地利用

駅をはじめとする交通結節点の周辺や主要な公共交通機関の沿線において、居住や商業・業務などの様々な機能の誘導・集積を図り、公共交通と連動したまちづくりを進めます。

また、新たな市街地を整備する場合においても、周辺地域の特性を踏まえるとともに、住民や来訪者の移動手段としての公共交通の利便性を重視した土地利用を誘導します。

方針 1-5 環境や人にやさしい公共交通をつくる

市民や関係事業者・関係機関との適切な役割分担や協働のもと、デジタル技術などを活用した公共交通の社会実験や公共交通の利用促進に向けた情報提供や意識啓発、地域に根差した多様な交通サービスの充実を図ります。

■取組方針 1-5-1：交通手段の適切な役割分担の推進

輸送効率を高めることで環境負荷を低減しつつ、持続可能な公共交通体系を構築するため、都心方面を結ぶ幹線的な交通としての鉄道・バス及びそれらにアクセスする交通としてバス・タクシーを中心に自転車・自家用車などを含めた適切な役割分担に向けた環境整備を市民や交通事業者などと連携して進めます。

また、市民一人一人の日常生活に密着したところから公共交通利用を喚起するため、環境面や経済面での公共交通の優位性をPRするなど、デジタル技術を活用した情報提供の充実や市民の自発的な行動変容を促すモビリティ・マネジメントを推進します。

■取組方針 1-5-2：市民・交通事業者・行政の連携・協働の推進

公共交通の運行・利用状況を踏まえ、交通や環境の課題解決に向けて、自動運転やMaaSなどの新技術や小型バスやタクシー、小型パーソナルモビリティなどを活用した新たなモビリティサービスについては、必要に応じて社会実験を行うなど、市民や関係事業者・関係機関の連携により新潟市にふさわしいサービスのあり方を検討します。

また、地域の状況に即した運行形態を維持していくため、地域の公共交通サービスを共に考え、支える市民、公共交通を運行・運営する交通事業者、道路空間などの整備及び適切な運行への支援や関与を行う行政が適切な役割分担のもと、地域に根差した公共交通体系づくりを進めます。

基本方針 2

国内外とつながる活力あふれる産業・交流都市

多様な地域資源を活かして、産業活動の活性化や交流人口の拡大を図るとともに、港湾・空港などの国内外とつながる広域交通ネットワークの機能強化を図ることで、活力にあふれ、人を惹きつける魅力的な都市をつくるための方針

グローバル経済や国際社会を取り巻く環境の変化、新しい生活様式の広まりやデジタル化の急速な進展、DXなど、産業構造や社会経済状況の変化に的確に対応し、新潟市の産業にしっかりとした土台を築くことで、人口減少の影響を和らげる都市づくりを進めることが必要です。

新潟市の都市インフラやポテンシャル、多様な地域資源を活かして魅力的な都市環境を整備することで、脱炭素の視点を踏まえた新たな企業誘致や食品関連をはじめとする製造業や物流などの地場産業の高度化、新潟市の強みである食・農に関する新産業の創出につなげるなど、ビジネスを展開する場として国内外から選ばれる都市となることが重要です。

また、先人たちが守り育ててきた自然環境や地域の歴史・文化・街並みなどの多様な地域資源については、市民が誇りや愛着を持って守り・育み、磨きをかけることで、交流人口の拡大や魅力的で個性的な都市空間の形成につなげていく視点も必要です。

新潟市は古くから「みなとまち」として国内外と結ばれていた歴史を背景に、世界と結ばれる国際拠点港湾や拠点空港、県内外とつながる新幹線や高速道路などの広域交通基盤を有し、様々な地域との人流・物流のネットワークを構築しています。それらの広域交通機能の強化を図り、国内外との連携や交流を活性化させることで本州日本海側における拠点都市としてさらに飛躍することが重要です。

それらを踏まえ、「国内外とつながる活力あふれる産業・交流都市」の基本方針のもと、以下の4つの方針を掲げます。

方針 2-1 魅力的な産業の創出を支える都市環境をつくる

方針 2-2 地域資源を磨き、都市の魅力を高める

方針 2-3 国際的な拠点機能を強化する

方針 2-4 広域的な連携機能を強化する

方針 2-1 魅力的な産業の創出を支える都市環境をつくる

新潟市の地理的な優位性や広域交通基盤、人的資源、多様な地域資源などを活かし、新たな企業立地、新産業の創出やスタートアップ企業の進出につながる拠点の形成や地域の特性を活かした都市環境の整備や土地の活用を促進します。

また、社会のDXが加速する中、デジタル化や新しい生活様式などに柔軟に対応できる環境整備を促進し、国内外の活力ある企業の誘致や地場産業の振興・高度化を進めることで、魅力ある産業の活性化と雇用の拡大を図り、活力ある産業・交流都市の基盤づくりを進めます。

■取組方針 2-1-1：企業立地や産業活性化につながる都市環境の整備

民間事業者の需要を的確に把握し、立地ニーズを捉えた工業用地の確保や、企業立地に向けた5Gなどの新技術を活用できる都市インフラの整備のほか、多様な働き方に対応し、民間事業者同士の交流促進によるイノベーションを生み出すオフィス環境の整備促進など、新潟市の持つ強みやポテンシャルを活かしながら、民間事業者や働く人々の多様なニーズに対応できる都市環境を整備します。

■取組方針 2-1-2：産業・地域・雇用の活性化につながる大規模活用可能地の有効活用

工場跡地など、一定の規模を有する活用可能地については、産業・地域経済の活性化や雇用の創出に向けた、企業の立地を促進するなど、産業用地としての有効活用に取り組みます。

また、必要に応じて地域の状況や特性を踏まえながら、地域の振興や地域課題の解決などの総合的な観点から土地利用の転換も検討し、周辺環境と調和の取れた土地利用を誘導します。

■取組方針 2-1-3：農業や食産業の成長産業化の推進

新潟市の強みである食と農がさらに魅力的な産業となることを目指し、食と農の魅力を発信するとともに、スマート農業に代表されるアグリテックや食に関する新たな価値をつくり出すビジネスを創出するなど、食関連産業や農業の発展・連携を推進します。

方針 2-2 地域資源を磨き、都市の魅力を高める

多様な主体の連携により地域資源の掘り起こしや磨き上げを図るとともに、歴史的な街並みの整備や交通・交流のネットワーク強化、来訪者にも分かりやすい案内環境の整備などに取り組みます。

■取組方針 2-2-1：まちなか観光・広域観光の環境整備

観光客の来訪と滞在時間の増加による地域経済の活性化を図るため、歴史的な建築物の保存や活用、歴史的な街並みの保全・整備など、地域の歴史・文化を象徴する施設や風景を活用し、魅力あるまち歩き観光の環境整備に取り組みます。

また、観光客や外国人、MICEや文化・スポーツイベントなど観光以外の目的の来訪者など、多様な来訪者を受け入れることができる環境整備や広域交通ネットワークなどの強化・活用を進めます。

■取組方針 2-2-2：地域資源の磨き上げと連携

地域の人々が守り、受け継いできた自然環境や歴史・文化・街並みなどの多様な地域資源については、地域への誇りや愛着を育むとともに、都市全体としての魅力を高めるため、住民をはじめとする様々な主体が連携しながら、守り・育み・磨きあげ、その魅力を内外に発信するとともに、それぞれの地域間の連携・交流を強化します。

方針 2-3 国際的な拠点機能を強化する

港湾・空港については、航路・航空路のネットワークを充実させ、新たな貨物・旅客需要の開拓を進めるなど、経済界や関係機関と連携し、港湾・空港機能を強化します。

また、観光・交流や産業振興などに優位性を発揮し、国際的なポテンシャルを高めるため、広域交通結節拠点をつなぐ市内の交通ネットワークについては、都心や新潟駅などとのアクセスを強化します。

■取組方針 2-3-1：港湾・空港機能の充実・強化

新潟港は、環日本海における世界とつながる国際拠点港湾として、魅力的で競争力ある港づくりを目指し、耐震性やコンテナターミナル機能の向上など、港湾施設の機能強化を進めるとともに、航路の新規開設や拡充を図ります。そして、国内外の様々な地域と人流・物流でつながり、経済・産業面の結びつきを高めることで、地域経済の成長につなげます。

このうち、新潟西港エリアは都心のウォーターフロントとしての特性を活かして、みなとらしさを感じられる賑わい・憩いの空間を創出するとともに、国際的な文化・交流拠点としての機能強化を図ります。

新潟空港は、利便性が高く使いやすい空港づくりを推進し、更なる拠点性の向上を図るため、対災害性を強化するほか、施設・設備の充実を図ることにより利便性を向上させるとともに、国内はもとより、東アジアや東南アジアなどへの新規航空路の開設、既存航空路の拡充を図ります。

また、新潟空港の更なる活性化に向けた検討や、地域の活性化につながる空港周辺への産業誘致・集積に向けた検討などについて、国や県といった関係機関や経済界などと連携しながら進めます。

■取組方針 2-3-2：空港アクセスの強化

広域交通結節拠点間をつなぐ交通の利便性の強化を図るため、新潟空港と新潟駅・都心などとのアクセス強化については、公民が連携し、中・長期的な視点と広域的な視点を持って取り組みます。

方針 2-4 広域的な連携機能を強化する

産業振興や交流人口の拡大を図るため、日本海国土軸と列島横断軸の結節点であるという新潟市の優位性を活かし、様々な関係者と連携しながら、高速道路や新幹線など、首都圏や全国各地とつながる広域交通ネットワークを強化します。

また、グローバル経済の中で、厳しい地域間競争を生き残っていくためには、市町村という行政区域だけに捉われず、経済的な一体性を有する広域都市圏の単位で政策を構築し、それぞれの市町村の強みを発揮しながら圏域全体の活性化を図っていくことが必要です。都市圏全体の活性化や生活サービスの向上を図るため、広域都市圏の中心都市として周辺市町村と様々な分野の施策における連携を強化します。

■取組方針 2-4-1：高速道路の整備促進

日本海沿岸東北自動車道のミッシングリンク解消や、磐越自動車道4車線化整備の促進による機能向上により、平時の交流・物流機能に加え、災害時・緊急時における安全・迅速な輸送などを支える拠点間ネットワークの機能を強化するとともに、スマートインターチェンジ整備の検討などにより高速道路の利便性の向上を図ります。

■取組方針 2-4-2：新潟駅周辺整備の推進と広域交通機能の強化

新潟駅の広域交通機能と利便性をさらに高めるため、新潟駅周辺整備を進めるとともに、上越新幹線の利用促進や羽越本線の高速化を促進します。

また、産業・交流の活性化や市街地の更新を促進し、新潟市の拠点性の向上を図るため、新潟駅の駅前広場整備、周辺で進めている道路整備や中長距離バスターミナル整備といった広域的な交通結節機能の更なる強化と周辺のまちづくりを連携させながら推進します。

■取組方針 2-4-3：広域的な連携都市圏を活性化させる

周辺市町村を含めた圏域全体の経済を活性化し、それぞれの市町村の都市機能や自然環境などの魅力を高め、人々が誇りを持って住み続けたいと思えるような都市圏「新潟広域都市圏」を創造するため、圏域の中心都市として圏域市町村と連携しながら、圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化及び圏域全体の生活関連機能サービスの向上を図ります。

基本方針 3

田園・自然と市街地が共生・共鳴する環境・安全都市

市街地を包み込む豊かな田園や多様な自然環境を貴重な財産として守り育むとともに、自然災害に強く、誰もが安心して暮らし続けることができる環境づくりを進めることで、田園・自然と市街地がそれぞれの恵みをお互いに享受し高め合う、人と環境にやさしい安全な都市をつくるための方針

新潟市は広大で美しい田園のほか、日本海や大小の河川、里山、里潟など、豊かで多様な自然環境を有しています。市街地を包み込むように存在するこれらの環境を、全ての市民にとっての貴重な財産として守り育むとともに、田園・自然と市街地がそれぞれの恵みをお互いに享受し合うことができる関係性を維持していくことが必要です。

新潟市は 2050 年までのゼロカーボンシティの実現を目指しており、再生可能エネルギーの導入、自動車に依存している交通体系の改善のほか、廃棄物の適正処理や再資源化、市街地における水辺や緑の空間の創出など、環境に配慮しながら将来にわたって持続可能な都市をつくる必要があります。

さらに、それぞれの地域の歴史や文化、田園、河川や里山などの自然と調和した都市の姿は、新潟市の大きな個性であり、魅力の一つです。新潟らしい魅力的な景観を守り育み、新潟市への誇りや愛着につなげていくことが重要です。

一方、新潟市は地盤が低く平坦な地形であることや、流域面積の広い河川と長い海岸線を有することから、水災害によるリスクが高い都市と言えます。気候変動の影響により、水災害が激甚化・頻発化する中、自然災害のリスクを踏まえた防災・減災まちづくりに取り組む必要があります。また、新潟市の地域特性や東日本大震災で救援拠点として機能した実績を踏まえ、国全体の強靱化に貢献する救援・代替機能を強化することも重要です。

それらを踏まえ、「田園・自然と市街地が共生・共鳴する環境・安全都市」の基本方針のもと、以下の 6 つの方針を掲げます。

方針 3-1 田園・自然と市街地が共生・共鳴する都市構造を維持する

方針 3-2 豊かな田園・自然環境を保全し賢明な利用を図る

方針 3-3 環境に配慮した脱炭素型の都市をつくる

方針 3-4 緑豊かで潤いを感じる都市環境をつくる

方針 3-5 個性ある美しい景観を形成する

方針 3-6 自然災害に強い都市をつくる

方針 3-1 田園・自然と市街地が共生・共鳴する都市構造を維持する

市街地を包み込んでいる広大で豊かな田園・自然環境とともに、持続的に発展する都市を目指すため、市街地の無秩序な拡大をこれまで以上に抑制し、既成市街地の有効活用を図るとともに、雇用の場の創出や交流人口の拡大、将来にわたって安心して住み続けることができる環境整備など、都心、市街地、田園集落など、それぞれの地域が持つ特色や魅力を活かしながら、土地利用の適切なコントロールを図ります。

■取組方針 3-1-1：市街地拡大の抑制と適正管理

持続的に発展するコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりの実現に向け、これまで以上に市街地拡大を抑制することを基本としつつ、市街地の拡大を伴う新たな開発については、雇用の場の創出や交流人口の拡大、地域の拠点施設の機能強化、持続可能な公共交通ネットワークの形成、防災・防犯力の向上、環境に配慮した取組といった、市全体や各区の課題解決や機能向上につながる真に必要な質の高い開発に限定するため、開発の必要性や妥当性を適切に判断する「郊外土地利用の調整制度」を厳格化し運用するなど、市街地拡大の抑制に取り組めます。

また、地形・地物の変更に伴う区域の変更などについては、関係機関や関係者との連携・調整を図りながら適切に実施し、その適正管理に努めます。

■取組方針 3-1-2：市街化区域の適切な土地利用の推進

都心や拠点において都市機能や居住の誘導を図るとともに、既成市街地における空き家や空き地などの低未利用地の活用を促進します。

また、公民連携による地域のルールづくりや地域地区をはじめとする都市計画制度などの適正な運用を図り、市街化区域内の適切な土地利用を推進します。

■取組方針 3-1-3：市街化調整区域の適切な土地利用の推進

新潟市の強みである広大な田園や水辺・里山・海岸林などの自然環境の保全と活用を図りながら、持続可能な農業を推進し、選ばれる産業にするとともに、地域の特色を活かした地区計画制度などの活用や住民主体の集落づくりの取組を促進することにより、田園集落の維持・活性化に取り組めます。

方針 3-2 豊かな田園・自然環境を保全し賢明な利用を図る

新潟市が有する豊かな水と緑のネットワークは、ハクチョウをはじめとする多様な動植物の生息・生育の場であるとともに、市民の憩いやレクリエーションの場ともなっています。

また、田園は、新潟市の豊かな食や食関連産業を支える基盤となっているだけでなく、自然の緑や水とともに、人々に憩いや潤いをもたらし、生態系の保全や良好な景観形成の役割も果たしています。さらに、広大な水田は流域治水において市街地の浸水被害を軽減するなど、都市構造面においても重要な機能を有しています。

これらの新潟市の貴重な財産を将来世代に引き継ぐため、その保全に取り組むとともに、市民や来訪者が自然に触れ、学び、賢明な利用を図ることで、豊かな田園・自然環境と都市活動が共生する都市づくりを進めます。

■取組方針 3-2-1：自然環境の保全と賢明な利用

海岸や河川、里山、里潟などの自然環境については、市民との連携・協働により、その機能や生態系の保全を図ります。

また、豊かな自然環境を将来世代に引き継いでいくため、自然体験や学校教育を通じて、自然に親しみ、学ぶ機会を創出するなど、市民団体や教育機関をはじめとする多様な主体と連携しながら、賢明な利用を図ります。

■取組方針 3-2-2：田園の保全と活用

市街地と田園が、互いの持つ多様な機能や恩恵を享受し合い、お互いに高め合うことができる関係性を維持・構築するため、田園の保全を図りながら農業基盤整備を進めるなど、産業としての農業の振興を図ります。

また、田園を支える農業用排水路などの適切な保全・管理を図るとともに、農閑期にも水を流すことにより、一年を通じて、身近な水の空間と水に生きる動植物の環境を提供する環境用水としての活用を図るなど、市民生活に潤いを与えるための利用のあり方を考え、生活に密着した水辺空間として活用を図ります。

方針 3-3 環境に配慮した脱炭素型の都市をつくる

環境へ過剰な負荷を与えない持続可能な社会を構築し、2050年までのゼロカーボンシティの実現を目指すため、再生可能エネルギーの導入、自動車に依存している交通体系の改善のほか、廃棄物の適正処理や再資源化など、脱炭素型・循環型のまちづくりを推進します。

■取組方針 3-3-1：脱炭素型まちづくりの推進

温室効果ガスの削減と気候変動に伴う影響の回避・軽減を図るため、田園・自然の保全と持続可能な利用に取り組むとともに、再生可能エネルギーの導入促進、廃棄物・下水熱などの未利用エネルギーの活用促進、自家用車から公共交通や自転車といった脱炭素型交通への転換や徒歩移動の促進のほか、住宅・建築物・公共施設の省エネ性能向上などに公民連携で取り組むことで、ゼロカーボンシティの実現を目指します。

■取組方針 3-3-2：廃棄物の再資源化の推進

ごみの減量や再資源化を進めることにより資源の有効利用を図るとともに、食品廃棄物や農業廃棄物などのバイオマス資源を活用するなど、循環型で環境にやさしい都市システムの構築を図ります。

■取組方針 3-3-3：水環境の保全

地域の実情に応じた下水道と合併処理浄化槽の役割分担による総合的な汚水処理の推進や、合流式下水道の改善などにより、生活環境の向上と水環境の保全に取り組めます。

方針 3-4 緑豊かで潤いを感じる都市環境をつくる

市街地内における公園や河川敷、海岸などの身近な緑や水辺空間を保全・整備するとともに、オープンスペースや建築物などに身近な緑を創出することで、環境負荷の低減に貢献しながら、水と緑にあふれた都市環境づくりとその活用による賑わいづくりを進めます。

■取組方針 3-4-1：親水空間の整備と活用

潤いや季節を感じることができる河川や潟などの貴重な水辺環境の保全・整備を図るとともに、公園やオープンスペース、建築物における水辺やビオトープなどの潤いや憩いを感じることができる空間づくりを促進します。また、それらの水辺空間を活用した賑わいづくりに公民連携で取り組みます。

■取組方針 3-4-2：身近な緑の保全・創出

季節や潤いを感じることができる都市づくりを進めるとともに環境負荷の低減を図るため、公園や街路樹、農園などの身近な緑の空間づくり、オープンスペースや建築物における緑化の推進など、地域の風土にあった緑や花を公民連携により市街地に取り入れるとともにその保全に取り組みます。

方針 3-5 個性ある美しい景観を形成する

新潟市らしい個性ある美しい景観を形成し、市民が誇りや愛着を持てる魅力ある都市となるため、豊かな田園・自然と調和し、それぞれの地域の風土や歴史、文化の中で育まれてきた景観を守り・育て・創る取組を進めます。

■取組方針 3-5-1：都心・まちなかの個性を活かした景観の形成

建築物の所有者をはじめ、市民や民間事業者、関係団体などと連携・協力しながら、それぞれの地域の歴史や個性を活かした景観を守り・育て・創る取組を進めます。

都心では、都市の風格や賑わいを感じる街並み整備や、古町花街をはじめとする「みなとまち」の風情を感じる歴史的な街並み整備、水辺を活かした魅力的な空間形成、歩いて楽しい緑豊かな景観づくりなど、都心の魅力を高める景観づくりを進めます。

8区のまちなかや拠点では、それぞれの地域で育まれてきた歴史や文化、風土などの個性を活かし、それらと調和した魅力的な街並み整備や景観づくりを進めます。

■取組方針 3-5-2：田園・自然環境と調和した都市景観の形成

水辺や里山などの自然環境の保全を図るとともに、それらの環境と市街地が接する部分では、景観計画などに基づき、周辺の自然環境と調和した景観誘導に取り組みます。

また、市街地の縁辺部では、景観計画などに基づく景観誘導を行い、田園風景と調和した落ち着いたある市街地景観の形成に取り組みます。

■取組方針 3-5-3：美しい住宅地景観の形成

住宅地では、生け垣や庭木、街路樹などによる緑の創出や、地域の歴史や文化、自然や風景などを活かした街並みの整備に取り組むことにより、住民や来訪者がやすらぎや潤いを感じ、その街並みに誇りや愛着を持てる良好な景観の形成を図ります。

方針 3-6 自然災害に強い都市をつくる

新潟市は、低平地が多く、河川の氾濫による洪水などの水災害に悩まされてきた歴史があり、これまで河川や分水路、雨水排水施設の整備などに取り組んできました。また、大雨の際には田んぼが持っている貯水機能を活用することで、市街地の浸水被害を軽減してきましたが、都市化の進行や農業の担い手不足などにより、農地の減少や適切な維持管理が困難になるなどの課題が表面化してきています。

気候変動の影響により水災害が激甚化・頻発化している中、河川管理者や流域自治体などと連携・協力しながら、これまで取り組んできた河川改修や排水施設整備、雨水流出抑制に引き続き取り組むとともに、「流域治水」の考え方のもと、総合的な治水対策に取り組めます。

日本海特有の冬の波浪を受ける海岸線については、浸食が著しく、砂浜が年々減少し、海岸背後地への被害も懸念されていることから、引き続き海岸保全を推進します。

また、地震による被害から市民の安全を守るため、建築物の耐震性能・防火性能の向上を促進するとともに、道路や橋りょうなどの都市インフラの防災性能の向上に取り組めます。

あわせて、新潟市のこれまでの災害時における救援実績などを活かし、防災力や対応力を高めながら、国全体の強靱化に貢献するため、救援・代替機能を強化します。

■取組方針 3-6-1：河川・海岸整備の推進

水災害から市民の安全を守るため、国、流域自治体、関係機関などが協働し、重点的に実施する治水対策の全体像を取りまとめた「流域治水プロジェクト」に基づき、ハード・ソフトが一体となった防災対策を推進するとともに、洪水対策として信濃川や阿賀野川、中ノ口川といった市内を流れる河川の改修などを推進します。

あわせて、地域住民をはじめとする関係者との合意形成を図りながら、土砂災害や水災害といった自然災害のリスクが高い地域における土地利用の規制や居住誘導など、防災・減災まちづくりに取り組めます。

海岸侵食への備えとして、海岸線を安定的に維持する護岸整備を推進します。

また、地震などにより発生する津波から市民の安全を守るため、津波避難ビルの充実と周知を図ります。

■取組方針 3-6-2：浸水対策の推進

過去の水災害の状況や現況の整備水準などを踏まえ、緊急度が高い地区を優先し、浸水対策施設の整備を進めるとともに、水田や農業水利施設による浸水対策との連携強化を図ります。また、民間建築物における雨水浸透施設の設置や、基礎や地盤のかさ上げなどを支援し、雨水流出の抑制や浸水リスク低減などの対策を推進します。

■取組方針 3-6-3 : 市街地の防災性能の向上

地震発生時の建築物の倒壊や火災などによる被害から市民の安全を守るため、建築物の耐震化と防火性能の向上を促進します。また、家屋などが密集している地区においては、建築物の共同化や避難路の確保など、市街地の防災性能の向上を促進します。

また、緊急輸送道路の機能確保、橋りょうや上下水道の耐震化、電線類の地中化などを推進し、都市インフラの防災性能の向上を図ります。

■取組方針 3-6-4 : 広域的な救援・代替機能の強化

2011（平成 23）年に発生した東日本大震災では、新潟市が持つ交通ネットワークなどの広域拠点機能が被災地への支援活動に大きく貢献しました。太平洋側などの大規模な地震発生リスクが懸念される中、国全体の強靱化に貢献するため、平時から広域的な交通ネットワーク機能の強化を図り、新潟市の拠点性を高めることで、災害時の救援・代替機能の強化につなげます。

基本方針 4

それぞれの地域で安心して暮らし続けることができるまち

市民生活の要となるまちなかの利便性を高め、生活圏内を移動しやすくするとともに、安全で快適な住環境をつくることで、それぞれの地域で安心して暮らし続けることができるまちをつくるための方針

市民生活の要となる8区のまちなかの利便性を高めるとともに、地域に根差した多様な交通手段や道路などのネットワークにより、生活圏内で円滑に移動や連携がしやすい環境をつくることで、住み慣れた地域で日常の暮らしを支障なく送ることができる地域づくりを進める必要があります。

大雨や地震などの自然災害に備え、地域の中で安心して暮らすためには、河川や市街地などにおけるハード的な防災対策のみならず、自助・共助・公助の連携により、災害の際に地域で助け合いながら適切に行動できる地域社会を育てていくことが重要です。

また、道路や橋りょう、公園などの安全・快適な日常生活を支える都市インフラについては、適切な維持管理と計画的な更新に取り組み、将来にわたってその機能と安全性を維持していく必要があります。また、防犯や交通安全など、安心・安全な生活環境の確保も重要です。

さらに、世帯構成の変化や新しい生活様式における働き方・暮らし方の変化、環境負荷の低減など、住宅や居住環境に対するニーズが多様化している中、安全・快適で長く使い続けることができる住宅づくりや、増加する空き家への対策を進める必要があります。

それらを踏まえ、「それぞれの地域で安心して暮らし続けることができるまち」の基本方針のもと、以下の4つの方針を掲げます。

方針 4-1 便利なまちなかをつくる

方針 4-2 生活圏で快適に移動できる環境をつくる

方針 4-3 誰もが安心して暮らせる環境をつくる

方針 4-4 安全で快適な住まい環境をつくる

方針 4-1 便利なまちなかをつくる

地域拠点・生活拠点のまちなかにおいて、商業・業務・医療・福祉などの日常生活に必要なサービス機能の充実を図るとともに、地域の様々な活動・交流を支える居場所や憩いの場を創出するなど、身近な地域での暮らしを支えるまちなかをつくります。

■取組方針 4-1-1：生活サービス機能の充実

まちなかの利便性を高めるため、商業・医療・福祉・交流などの生活サービス機能が公共交通の利便性が高い地域の歩いて行ける範囲に集積されるよう、都市機能の誘導を図るとともに、施設のリノベーションなどによる多機能化・複合化を進めます。

また、施設の利用状況や新潟市の財政状況などを踏まえ、需要に見合った規模での公共施設の更新や集約化・統廃合を地域住民との協働のもと計画的に進めます。

■取組方針 4-1-2：空き店舗対策の推進

商店街の活性化を図るため、関係者と連携しながら、空き店舗などの放置の抑制や流通促進、建築物の用途の変更や複合化といった既存ストックの活用促進に取り組むほか、起業・創業の促進など、地域の特色を活かしたまちなかづくりに取り組みます。

■取組方針 4-1-3：市民の活動・交流の拠点をつくる

子どもから高齢者、障がい者など、身近な地域で誰もが気軽に集まり、活動・交流することができるよう、放課後児童の遊び場や地域の茶の間、イベント・交流スペースなど、地域の実情に合わせた様々な市民活動の拠点となる場の充実に取り組みます。

■取組方針 4-1-4：潤いを感じることができる憩いの空間をつくる

公園・散策路・道路空間などの公共空間や水辺空間など、地域において潤いを感じることのできる空間を創出するとともに、それらのネットワークにより、回遊性を高め、居心地がよく、安らぐことができる憩いの空間づくりを進めます。

方針 4-2 生活圏で快適に移動できる環境をつくる

交通結節点やまちなかの商店街、主要な生活サービス施設や公共施設へ徒歩や自転車などにより安全に移動できる環境づくりに取り組むとともに、区や地域の拠点を結ぶ道路や公共交通などのネットワークづくりを進めます。

運転に不安のある方が自家用車に頼らなくても、生活に必要なサービスを受けることができるよう、地域における交通手段の確保・維持を図り、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境づくりを進めます。

■取組方針 4-2-1：歩行者道・自転車道の整備

駅や学校、大規模集客施設など利用者の多い施設を結ぶ主要な道路の歩行者空間・自転車走行空間の整備・再構築により、歩行者・自転車・自動車を適切にすみ分けることで、安全で快適な移動環境を確保します。

■取組方針 4-2-2：地域交通手段の確保・維持

日常生活における交通手段を確保するため、鉄道や路線バス、タクシーのほか、区バスや住民バスなど、地域のニーズや需要に応じた多様な生活交通手段の確保・維持に取り組みます。

このような地域交通施策の検討にあたっては、ニーズに応じたサービスを効率的に提供するため、地域主導による計画づくりや運営を支援します。

■取組方針 4-2-3：集落とまちなかを結ぶ道路網の整備

田園集落と市街地を結ぶ道路は、既存道路の有効活用を原則としつつ、必要に応じた道路拡幅や改良、歩道設置を行い、田園集落と市街地の連携を強化します。

■取組方針 4-2-4：環境や健康に配慮した環境づくりの推進

脱炭素型のライフスタイルへの転換や市民の健康づくり、交流の拡大などを図るため、環境・健康に配慮したライフスタイルの普及啓発や、公共交通や自転車で移動しやすく快適に歩けるまちづくりを進めます。

方針 4-3 誰もが安心して暮らせる環境をつくる

災害が発生した際に、自助・共助・公助の連携で適切に対応することができるよう、災害対応力を高めるとともに、災害に関する情報を迅速かつ的確に伝えることができる環境づくりを進めます。

住み慣れた地域で誰もが安心・安全に暮らし続けることができるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザインの視点を取り入れた環境整備を進めます。

安全で快適に暮らすことができる都市環境を引き続き維持するため、道路や橋りょうなどの都市インフラの適切な維持管理と計画的な更新を図ります。

また、犯罪や事故のない安心・安全なまちづくりを進めるため、地域の防犯力を高める取組や交通安全対策を進めます。

■取組方針 4-3-1：災害対応力の向上

避難所における災害備蓄や運営体制の構築・強化など、避難体制の充実を図ります。

あわせて、適切な避難行動のための周知・啓発、災害が発生した際に互いに助け合うことができる地域社会のつながり強化や自主防災組織の育成・支援、消防活動体制の整備や救急体制の充実などを図ることで、災害対応力を強化します。

■取組方針 4-3-2：災害に関する情報発信・情報インフラの強化

ハザードマップなどの周知を図り、防災意識の啓発を進めるとともに、災害ごとのリスクをまちづくりの分野においても活用します。また、災害情報の発信・伝達などを迅速かつ効果的に行うため、災害情報の発信手段や伝達体制の整備・強化を図ります。

■取組方針 4-3-3：バリアフリー化やユニバーサルデザインによる環境づくりの推進

公共施設や大規模集客施設などでは、子どもから高齢者、障がいの有無などに関わらず誰もが安心・安全で利用しやすい施設となるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備を進めます。

あわせて、駅やバスターミナルといった交通結節点やバス車両・バス停などにおいても、バリアフリー化の促進など、安心・安全で利用しやすい環境づくりを進めます。

■取組方針 4-3-4：既存の都市インフラ及び公共施設の適切な維持管理と長寿命化

道路や橋りょう、公園、上下水道、公共施設などの市民生活に密接に関連する既存の都市インフラ及び公共施設については、適切な維持管理を図り、その機能と安全性を確保するとともに、社会的影響度やライフサイクルコストの視点を考慮しながら、予防保全としての修繕を実施するなど、既存ストックの長寿命化を図ります。

また、冬期間の道路交通を確保するため、除雪作業の効率化を図るとともに、オペレーターの担い手確保などに取り組みます。

■取組方針 4-3-5：防犯まちづくりの推進

地域防犯力を高め、犯罪の未然防止、良好な地域環境及び治安の保持を進めるとともに、誰もが安心・安全に道路や公園などを利用できるよう、身近な生活関連インフラの交通安全対策や防犯対策に取り組みます。

方針 4-4 安全で快適な住まい環境をつくる

安全で良質な住宅ストックの形成とゼロカーボンシティの実現につなげるため、耐久性や省エネ性、可変性などに優れ、長期にわたって使い続けることができる住宅の供給を促進します。

生活の基盤である住宅の安全性や快適性を確保するため、既存住宅ストックのバリアフリー化や省エネ性能の向上に取り組むほか、地震などの災害から市民の安全を守るため、住宅の耐震性能・防火性能の向上に取り組みます。

また、空き家の発生と管理不全化による生活環境への悪影響を防止するため、所有者の意識啓発や適正管理の促進を図るとともに、空き家を資源として活用するため、流通促進や様々な用途での活用促進を図るなど、総合的な空き家対策に取り組みます。

■取組方針 4-4-1：良質な住宅の供給促進

誰もが安心して使いやすい良質な住宅ストックの形成を図るため、耐久性や可変性、耐震性などに優れた長期優良住宅や脱炭素に貢献する省エネ性能の高い住宅の普及促進に取り組めます。

■取組方針 4-4-2：安全で快適な住宅への改修促進

高齢者や障がい者、子育て世帯など、誰もが使いやすく快適に暮らせるように、バリアフリー化や温熱環境の改善、子育て対応や住宅の長寿命化に資するリフォームの促進に取り組めます。また、適切な管理計画を有する分譲マンションの認定などに取り組めます。

地震発生時の住宅の倒壊や火災などによる人的被害を防ぐため、一定の耐震基準を満たしていない木造戸建住宅や分譲マンションなどの耐震診断や耐震改修を促進するとともに、防火性能向上に関する制度などの周知に取り組み、安心・安全な住まいづくりを進めます。

■取組方針 4-4-3：空き家の発生抑制や活用促進

空き家の増加や管理不全化による地域への悪影響が懸念されることから、住宅ストックの良質化や市民の意識啓発など、空き家の発生抑制や適正管理の促進に公民連携で取り組めます。

また、空き家を地域の資源として活用するため、地域や関係団体と連携し、市場への流通促進や地域交流・福祉活動の場などでの活用を促進するとともに、相談体制の充実や情報提供の仕組みづくりに取り組めます。

基本方針 5

地域の個性を活かした多様な暮らし方ができるまち

都市と農村の交流により生活やビジネスにおける新たな価値を創出し、活性化につなげるとともに、地域への誇りや愛着を育み、その特色や魅力を守り・活かすことで、それぞれの地域の個性を活かした多様な暮らし方ができるまちをつくるための方針

都市と農村の多様な交流や様々な分野・産業との連携・協働などを通じて生活やビジネスにおける新たな価値を創出し、生活の充実や質の向上につなげることが重要です。

様々な高次都市機能が集積する都心、生活サービス機能が集積し利便性の高いまちなか、特色ある歴史や文化が息づく地域の拠点や田園・自然に包まれた集落など、新潟市は様々な住環境を有しています。一方で、人口減少・少子高齢化の進行による活力低下や、規模や形式・形態の異なる住宅の混在などの課題を抱えている地域も存在します。ライフスタイルや価値観が多様化し、さらに、新型コロナウイルス感染症の影響やデジタル化の加速に伴い、様々な暮らし方や働き方が見直され始めています。地方暮らしへの関心が高まっている中、暮らしたい都市として存在感を示し、新しい人の流れを生み出すため、多様な暮らし方ができる新潟市の魅力発信やそれぞれの地域の強みを活かして住環境の質をさらに高めていく必要があります。

また、地域の歴史や文化、自然など、地域性を背景として形成されてきた身近な風景は、地域への誇りや愛着のもととなる重要なものです。これらの有形無形の歴史文化資源や、地域固有の風景を守り続けるとともに、それらの個性をまちづくりに活かしていくことが必要です。

それらを踏まえ、「地域の個性を活かした多様な暮らし方ができるまち」の基本方針のもと、以下の3つの方針を掲げます。

方針 5-1 都市と農村の交流で新たな価値をつくる

方針 5-2 多様な暮らし方ができる住環境をつくる

方針 5-3 地域の資源を保全・活用し誇りや愛着を育むまちをつくる

方針 5-1 都市と農村の交流で新たな価値をつくる

食育や花育、農業体験などを通じて田園や食の豊かさ、農業の魅力に触れることで地域への誇りや愛着を育むとともに、食や農の魅力を活かした交流人口の拡大や関係人口づくりを図ります。

また、農業振興や営農環境整備などの農業施策とともに、農産物の直売所や農家レストランの整備を支援するなど、都市と農村、人と人との交流を広げることで、食・農関連の産業振興や新たな価値の創出につなげます。

■取組方針 5-1-1：食や農の魅力を活かした交流の推進

食育、花育、農業体験学習などを通して、市民の農業や食に対する理解と関心を深め、それらに対する誇りや愛着を醸成します。

また、食・農と様々な地域資源を結び付け、食文化を通じて地域の魅力を体験する「ガストロノミー（食文化）ツーリズム」に関わる民間での取組を支援し、交流人口の拡大や関係人口づくりにつなげます。

■取組方針 5-1-2：都市と農村の交流によるビジネスの創出

農村集落の維持・活性化を図るため、農業振興や営農環境の整備などの持続可能な農業施策とともに、農産物直売所や農家レストランなどの整備を支援し、生産者と消費者との交流を深めるなど、農村集落の魅力を活かした取組を進めます。

また、食や農、田園資源を活かしたビジネスや新たな価値の創出につなげるため、物品販売や飲食、体験や観光、デジタル分野などの産業と食・農分野との事業ネットワークづくりに取り組みます。

方針 5-2 多様な暮らし方ができる住環境をつくる

ライフスタイルやライフステージに応じた多様な暮らし方のニーズが高まっている中、まちなかや田園・自然に包まれた集落など、それぞれの地域の特徴を活かした魅力的な居住環境を創出するとともに、新潟暮らしの魅力発信や定住人口の増加による集落の維持・活性化に取り組み、高齢者や子育て世代、若者、外国人など、多様な居住ニーズに対応した良質な暮らし方ができるまちづくりを進めます。

■取組方針 5-2-1：まちなか居住の誘導と居住環境の向上

まちなかの賑わいづくりとともに、環境負荷の低減にもつながるまちなか居住の誘導を進めます。職住近接や公共交通の利便性をはじめ、多様な居住ニーズに対応する、まちなか居住の魅力を発信することで、子育て世帯や高齢者など様々な世代の居住誘導を図ります。

また、まちなか暮らしの魅力や居住環境を向上させるため、生活サービス機能の誘導、緑化やオープンスペースの確保といった、良好な住環境の形成を図るとともに、周辺環境や街並みと調和した住宅づくりや、まちなかの賑わいに寄与する商業・業務機能を併せ持った住宅づくりを促進します。

■取組方針 5-2-2：既存住宅地の居住環境の向上

地域住民が主体となった地区計画や建築協定などのまちづくりルールを活用により、地域の特性を踏まえた良好な住環境を整備・保全し、住宅地の暮らしやすさの向上を支援します。また、空き家の活用などにより、ライフスタイルやライフステージに応じた住替えの促進を図ります。

■取組方針 5-2-3：良質な田園住宅の誘導と魅力的な集落づくり

集落の維持・活性化に向けて、地区計画などのまちづくりルールによる田園景観と調和した集落づくりや住民提案型の活動を支援し、UIJターンや子育て世代、二地域居住などの多様なニーズに対応した、魅力的な集落づくりに取り組みます。

方針 5-3 地域の資源を保全・活用し誇りや愛着を育むまちをつくる

地域への誇りや愛着を育むまちをつくり、将来世代へ継承するため、それぞれの地域で守り、受け継がれてきた豊かな自然や歴史、文化、風景などの地域資源を活かしたまちづくりを進めます。

■取組方針 5-3-1：地域固有の歴史・文化の継承

地域の歴史や文化を物語る文化財、民俗芸能などの貴重な有形・無形の文化遺産について適切な保存を図ります。

また、地域の文化遺産を将来世代へ継承し、それらを活用した交流人口の拡大や地域活性化につなげるため、地域の歴史や文化などを活かした地域づくりや魅力の発信、まち歩き観光の促進などに取り組みます。

■取組方針 5-3-2：地域の誇れる場所の保全・活用

潟や海岸、里山など、地域固有の自然風景の保全を図るとともに、それらの地域が誇れる場所や資源を活かした催しや地域活動など、積極的な活用を図ります。

■取組方針 5-3-3：個性ある街並み整備や風情ある集落景観の形成

旧街道の街並み、雁木の残る商店街など、暮らしの中で育まれてきた地域を代表する街並みについては、街並み保全や整備のルールづくりなどを通じて、そのまちの個性を活かした景観形成を進めます。

集落では、それぞれの集落景観にふさわしい建築物の保全や誘導を図るとともに、屋敷林・集落林の保全を促し、田園・山林・河川などの周辺環境と調和した風情ある景観形成を進めます。

第5章 区別構想

■北区

<区づくりの方向性>

<まちづくりの将来像>

**潟と大河と日本海、水の恵みに生まれ、
人と人がつながり、心豊かに支え合い、発展するまち**

① 道路アクセスの強化

- ・国際物流拠点である新潟東港の更なる活性化と物流業の発展に向けて、工業用地を結ぶ物流幹線道路である新潟中央環状道路の整備を行い、国道7号、日本海東北自動車道との道路アクセスの強化を図ります。

② 住みたくなるまちづくり

- ・教育の機能を持つ新潟医療福祉大学、産業と物流の機能を持つ新潟東港、日本有数の自然環境スポットである福島潟をはじめ、各地が持つそれぞれの特色を今後も活かすとともに、区内の交流を図り、誰もが住みたくなるまちづくりの実現に向けて北区の魅力をさらに高めます。

③ 持続可能なまちづくり

- ・企業誘致などによる雇用の場の提供や、雇用拡大による定住人口増に向けて、既存市街地や地域拠点（葛塚）、生活拠点（松浜、新崎、早通）などの周辺部においては、地域の魅力や特色を活かしたまちづくりを進めます。

④ 道路ネットワークの確保

- ・日常の生活環境を維持するため、駅や幹線道路に接続する生活道路の日常的な点検整備による維持管理を継続的に行い、それぞれの拠点と農村集落の道路ネットワークを確保します。

⑤ 自然災害に強いまちづくり

- ・水害や地震などの自然災害への対策として、雨水対策施設の整備や、橋梁、下水道施設など都市インフラ施設の整備を行います。
- ・新潟市地域防災計画に指定されている新潟中央環状道路などの緊急輸送道路の整備を行い、災害に強いまちづくりを進めます。

■ 東区

<区づくりの方向性>

<まちづくりの将来像>

産業と多様な魅力が調和し、心豊かに暮らせるまち

① 多様な世代が住みやすいまちづくり

- ・生活拠点では、子育て環境の充実や安心安全の向上など、地域のニーズに合わせたまちづくりを進め、多様な世代が住みやすいまちを目指します。
- ・生活拠点内に残された市街化調整区域や大規模遊休地は、周辺の市街地と連携し暮らしやすく、安心して安全なまちにつながる活用を進めます。

② 地域産業が発展するまちづくり

- ・山木戸榎地区、卸団地地区、木工団地地区などの産業集積エリアでは、産業の場としての特性を強化することにより、産業やものづくりを発信する場、雇用の場として守り、まちの持続的な発展につなげます。

③ 拠点を活かした賑わいのまちづくり

- ・広域交流拠点である新潟西港及び新潟空港の周辺では、それぞれの拠点性を活かして地域と連携することにより、地域産業の発展と賑わいの創出を目指します。
- ・交通環境が充実し、福祉と文化施設が複合する区役所及びその周辺では、多くの人が集まる賑わいと交流の場として活用を図り、区のまんなか拠点（地域拠点）として、活力あふれる土地利用を図っていきます。

④ 貴重な水辺空間を活用したまちづくり

- ・阿賀野川や通船川などの水辺空間は、市民が集い、憩う、賑わいの場としての活用を図ります。また、市街地に残る貴重な砂丘湖のじゅんさい池は、地域の宝として利活用していきます。

⑤ 農地と集落を守り育てるまちづくり

- ・区の東南部に広がる農地は、営農環境を保全し、集落エリアでは、担い手の育成や確保のための生活環境づくりを進めます。

⑥ 快適に移動しやすいまちづくり

- ・幹線道路をはじめとした道路は、交通の円滑化を図るとともに、生活道路を含めた安全対策を推進し、交通環境の向上を図ります。また、JR駅などの交通結節点においては、機能強化を進めるとともに、身近で多様な移動手段の充実を図ります。

■中央区

<区づくりの方向性>

<まちづくりの将来像>

**にぎわう都心、豊かな自然、みなとまち文化が織りなす
活気あふれる拠点のまち**

① 魅力にあふれ、交流が生まれる拠点のみなとまち

- ・都心のまちづくりと連動して、区全体で交流と活力を生み出す都市づくりに取り組みます。鳥屋野潟南部地区における新たな拠点づくりを推進するとともに、市役所周辺では、都心近接型の立地を活かし、医療、交流機能などの集積を目指します。また、新光町・美咲町地区では広域行政機能の集積を目指します。
- ・やすらぎ堤、鳥屋野潟公園などの資源を活用した、緑豊かなまちづくり、みなとまちの歴史や文化を感じられ、水辺で賑わい憩えるまちづくりに取り組みます。
- ・公共空間の様々な利活用を通じて、都市・水辺・緑が一体となって混ざり合う、中央区にしかない独自の魅力を形成していきます。

② それぞれの地区がそれぞれの魅力をもつ住みよいみなとまち

- ・都心以外でも、しもまちや沼垂など昔ながらのみなとまちの形を残す地区や、関屋・学校町・西大畑地区などの特色ある地区があり、また南地区においては、格子状に区切られ主要幹線沿いに施設が配置される田園開発型のまちが広がっています。それぞれの独自の魅力を再認識しながら、地域コミュニティと連携し、その地区にしかない魅力を引き出していきます。
- ・基幹公共交通軸、沿道軸を中心とした、歩きやすく自転車や公共交通で移動しやすい環境を目指します。また、快適なオープンスペースやコミュニティ空間の確保、空き地・空き家対策などに取り組むことにより、多様な人が快適に暮らせる環境を目指します。
- ・地区の実情に合わせた防災・減災に取り組み、災害に強く安心して暮らせる環境を目指します。
- ・公共施設の最適な再配置や維持保全に取り組みます。公共施設の集約などにより生じた跡地については、多様な主体と連携しながら地区の魅力を高める利活用を目指します。

■ 江南区

<区づくりの方向性>

<まちづくりの将来像>

緑と調和した、賑わいと安らぎのあるまち

① 都市機能・防災機能の維持・充実

- ・ 亀田地区を地域拠点、横越・曾野木・両川・大江山地区を生活拠点として活性化を図るとともに、各地区において既成市街地の都市機能及び江南区の地域特性を踏まえた防災機能についても維持・充実を図ります。

② 重要な社会資本を有効活用したまちづくり

- ・ (仮称) 江南駅の設置とともに、それらの交通結節点や中央卸売市場・工業団地といった各種拠点施設などの重要な社会資本を有効活用し、市全体や区の持続的な発展に寄与するまちづくりに取り組みます。

③ 道路ネットワークの構築

- ・ 日本海東北自動車道や磐越自動車道をはじめ、国道 49 号、国道 403 号の広域幹線道路網とリンクした地域間交流や区内交通に資する道路ネットワーク構築のため、引き続き新潟中央環状道路などの主要幹線道路の整備を進めます。

④ 公共交通ネットワークの確保

- ・ 公共交通ネットワークを維持・確保するため、既存の路線バス及び区バス、住民バスの充実に努めるとともに、さらなる移動しやすい環境整備などを図ります。

⑤ 農村集落の活性化

- ・ 農村集落では、既存集落区域内の住宅建築の促進など、田園集落づくり制度の活用により、定住人口の確保や活性化を進めます。

⑥ 自然環境の保全・活用

- ・ 河川及び田園などを江南区の貴重な財産として捉え、その恵まれた自然環境の保全に努めるとともに、その活用を図ることで、豊かな自然と都市機能の利便性を兼ね備えたまちづくりを進めます。

■ 秋葉区

<区づくりの方向性>

<まちづくりの将来像>

里山と水に囲まれて 花と緑あふれる 笑顔咲きそろうまち

① 自然の保全と活用

- ・緑豊かな新津丘陵と、信濃川や阿賀野川など自然豊かな環境を貴重な財産ととらえ、市民協働の活動による里山や水辺の保全に努めるとともに、新津丘陵を文化、学術、観光の拠点に位置づけ、遺跡や石油、文化遺産、植物園などの教養施設や遊歩道を活用し、里山としての拠点性を高め、自然を楽しめる暮らしができるまちづくりを目指します。

② 地域の活性化

- ・市街地の活性化を図るため、新津駅周辺では産官学や地域と連携し、地域の拠点性を高め、個性あるまちづくりを進めます。また、小須戸地区・荻川駅周辺の地域を生活拠点として位置づけ、身近な生活の利便性を高めます。
- ・市街地周辺では、世帯増加や多様な暮らし方に対応するため、地域の魅力や特色を活かしたまちづくりを進めます。
- ・郊外の集落では、田園集落づくり制度の活用とともに、多様な暮らし方の情報発信を通じて移住・定住を促進し、田園風景と調和した景観や集落のコミュニティ維持・活性化を図ります。

③ 交通

- ・磐越自動車道、国道 403 号及び国道 460 号を区域の骨格道路とするため、4車線化やバイパスの整備促進に取り組み、これらを軸に主要な県道・市道を活かした区域内の道路ネットワークの強化を図ります。
- ・鉄道駅を中心に、利用しやすい公共交通体系を構築し、便利で快適なまちを目指します。

④ 防災とエネルギー

- ・信濃川の治水の安全性を高めるとともに、緊急輸送道路の確保を図るため、新しい小須戸橋の整備と堤防の高さが不足している箇所への堤防の整備を進めます。
- ・秋葉区役所周辺エリアを防災の拠点に位置づけ、公民連携により環境にやさしいまちづくりを目指すとともに、新たなエネルギーシステムの構築による地域の発展と防災機能強化に取り組みます。

■南区

<区づくりの方向性>

<まちづくりの将来像>

**風と大地の恵みに新たな希望が芽吹く、郷土愛あふれるまち
～みんなでつくる暮らし続けたい南区～**

① にぎわいと多彩な交流のまちづくり

- ・公共公益施設が集積する白根中心部を地域拠点、味方・月潟の中心部を生活拠点、アグリパークなどを交流拠点の中心とします。
- ・交流人口の拡大を図るため、各地域の持つ伝統・文化の継承や活用を推進し、にぎわいのあるまちづくりを進めます。

② 安心していつまでも暮らせるまちづくり

- ・信濃川・中ノロ川を中心とした河川などの治水対策を促進するとともに、農地の持つ多面的機能を活用し、安心・安全で、自然の潤いを感じられる住みよいまちづくりに取り組みます。
- ・地域で安心して暮らせるように、健康でいきいきと生涯にわたり住み続けられる質の高い生活環境の確保に努めます。

③ 交通の利便性の高いまちづくり

- ・南区から新潟中心部や駅などの交通結節点へのアクセスや定時性の確保と利用しやすい区バスの運行により、利便性が高く、快適で、環境にも利用者にもやさしい公共交通の充実を図ります。
- ・区の骨格を形成する国道8号や国道460号などの幹線道路の渋滞・事故対策を推進するとともに、新潟中央環状道路の整備によるネットワーク機能の強化により、交通の利便性の高いまちづくりを進めます。

④ 新たな活力を生み出すまちづくり

- ・広大な農地は、基幹産業である農業の基盤であり、区の骨格的な環境資産であるため、これを保全し、有効活用します。また、区内で生産される豊富な農作物などの付加価値を高めるとともに、農村部での雇用機会の創出と人口維持を図り、農村集落の活性化に努めます。
- ・幹線道路や既存事業所・店舗などの周辺を中心とした企業立地適地に企業誘致を進めるとともに、既存事業所・店舗などの規模拡大を積極的に支援し、産業の振興と雇用の場の確保を図り、活力のあるまちづくりに取り組みます。

■ 西区

<区づくりの方向性>

<まちづくりの将来像>

**快適な暮らしと、豊かな自然や食が調和する、
住み心地のよいまち**

① 拠点性の向上

- ・坂井輪地区中心部を地域拠点に、越後線各駅の周辺地域一帯と黒埼地区の国道8号の周辺地域一帯を生活拠点として機能の充実を図りつつ、区の持続的な発展に寄与する都市機能のあり方について検討していきます。

② 都市と農村が融合するまちづくり

- ・貴重な田園風景を生み出す南西部の広大な農地は保全を基本としながら、農村部での雇用機会と人口の維持を図り、都市と農村が融合するまちづくりを進めます。
- ・新潟市の豊かな自然環境を象徴する佐潟などの水辺環境と生態を維持・保全し、潤いと安らぎの空間の創出に努めます。また、海岸沿いの保安林未整備地域の整備を促進していきます。

③ 産業を活かしたまちづくり

- ・新潟西バイパスや北陸自動車道に隣接する流通センターを中心とした地域の産業集積を活かし、多くの人やモノが行き交い居住する活力あるまちづくりを進めます。

④ 交通ネットワークの強化

- ・新潟中央環状道路、外郭環状道路及び区中心部の骨格となる道路の整備を進めるとともに国道116号新潟西道路の整備促進に取り組み、道路網の機能強化を図ります。また、JRやバス事業者などと連携し、公共交通の利便性の向上を図ります。

⑤ 水防対策

- ・区民の安心で安全な暮らしを確保するため、農地の多面的機能の維持向上に努めるとともに、浸水対策施設の整備による雨水の排出能力の強化や地下浸透などにより雨水流出の抑制を推進します。

■ 西蒲区

<区づくりの方向性>

<まちづくりの将来像>

**豊かな自然、歴史と文化のかおりに満ちあふれ、
人と人とがあたたかくつながるまち**

① 地域拠点の活性化

- ・ 巻駅周辺を地域拠点として機能の充実を図ります。

② 生活拠点の強化

- ・ 岩室、西川、潟東、中之口の各中心部を生活圏の拠点として機能を強化します。

③ 交通ネットワークの形成

- ・ 国道 116 号、国道 460 号の交差点を中心として、海岸側の国道 402 号及び整備を進めている新潟中央環状道路により骨格的な道路ネットワークを形成します。
- ・ 区民生活に必要な公共交通の利便性の向上を図ります。

④ 暮らし続けられるまちの実現

- ・ 住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、既成市街地における都市機能の維持と田園暮らしの充実に向けた土地利用の展開を図ります。
- ・ 広大な農地の多面的機能の維持向上に努め、基幹産業である農業の振興を図るとともに、漆山企業団地など、商工業の振興・活性化を図り、定住や雇用の創出につながる施策を展開していきます。
- ・ 海や山々が一体となった美しい自然環境の保全に努め、角田や岩室温泉などの交流機能をさらに磨き上げ、新潟市への観光振興を強化し、交流人口の拡大を図るとともに、移住・定住促進につなげます

